

北播磨総合医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例

〔平成22年1月21日
条例第1号〕

改正 平成25年9月26日	条例第16号
平成26年2月18日	条例第1号
平成28年3月31日	条例第5号
平成29年3月31日	条例第6号
平成30年3月31日	条例第3号
平成30年6月30日	条例第4号
平成30年10月1日	条例第6号
令和2年3月31日	条例第1号
令和3年2月15日	条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものとする。

(病院事業の設置)

第2条 北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）に病院事業を設置する。

2 病院事業における診療施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北播磨総合医療センター	小野市市場町926番地の250

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 北播磨総合医療センターの診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

名 称	病床数
内科、老年内科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、脳神経内科、リウマチ科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、放射線診断科、放射線治療科、小児科、皮膚科、精神神経科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、泌尿器科、産婦人科、形成外科、麻酔科、病理	450床

診断科、救急科、歯科口腔外科

(組織)

第4条 法第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、次に掲げる部、センター及び室を置く。

- (1) 診療部
- (2) 先端医療センター
- (3) がん総合診療センター
- (4) 診療支援部
- (5) 看護部
- (6) 管理部
- (7) 感染対策室
- (8) 医療安全管理室
- (9) 治験管理室
- (10) 臨床研修センター
- (11) 健康管理センター
- (12) 患者総合サポートセンター

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの
- (2) 法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金

額が100万円以上のもの
(業務状況説明書類の作成)

第8条 企業長は、病院事業に関し、法第40条の2の規定に基づき、業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書類」という。）を毎事業年度ごとに次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号に定める期日までに作成しなければならない。

- (1) 4月1日から9月30日までに係る業務の状況 11月30日
- (2) 10月1日から3月31日までに係る業務の状況 5月31日

2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を掲載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため、企業長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに業務状況説明書類を作成することができなかった場合においては、企業長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(業務状況説明書類の公表)

第9条 企業長は、業務状況説明書類を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）の規定により行うものとする。

附 則

この条例は、平成22年1月21日から施行する。

附 則（平成25年9月26日条例第16号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年2月18日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第3条第2項の表中「婦人科」を「産婦人科」に改める規定は平成26年1月1日から、改正後の第3条第2項の表中「緩和ケア内科」を加える規定は平成26年2月1日から

適用する。

附 則（平成28年3月31日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月30日条例第4号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月15日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。